

第12回東村山市農業委員会

総会議事録

令和元年12月

第12回東村山市農業委員会総会議事録

令和元年12月25日（水）午後3時00分、第12回東村山市農業委員会総会が北庁舎1階第2会議室において招集された。

1. 出席委員

1番委員	江藤 保久	2番委員	肥沼 和夫
3番委員	町田 茂樹	4番委員	増田 勝義
5番委員	水木 一江	6番委員	久野 一彦
7番委員	近藤 進	8番委員	浅見 伊佐雄
9番委員	小山 定昭	10番委員	金子 邦雄
11番委員	鈴木 八百造	12番委員	比留間 富治
13番委員	小俣 寛一	14番委員	小山 俊雄

2. 事務局

事務局長	篠宮 雅登	課長補佐	高橋 正実
主任	小澤 俊介	書記	田中 あけみ

事務局 この件に関して、農業会議に確認したところ、現況が農地として認められていれば、問題はないとの回答を得られました。
また、筆境に関しては、今後3年継続の現地確認を行う際に、木杭などで筆境を明確にして置けば問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。この件について、ご質問・ご意見等がありますでしょうか。

— 委員一同納税猶予地として問題ないとの見解 —

議 長 異議なしとの事ですので、今回の申請につきまして納税猶予適用農地として適当であると判断します。それでは、申請者にご入室いただきます。

 ■■氏は入室してください。

— ■■■■氏 入室 —

議 長 申請頂きました納税猶予の適格者証明に関して、異議無く承認されましたので、証明書を交付いたします。また、納税猶予制度に関してのご説明をここでさせていただきます。

 相続税納税猶予制度は、東京農業にとりまして極めて重要な制度であり、この制度の存続なしに農業経営の継続は不可能といえます。今までにも東村山市におきまして、多くの相続人の方がこの制度を利用し農業を継続しております。

 つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、特例農地を日頃からきれいに耕作されますようお願いいたします。

 また、次のことについては忘れないよう実行をしてください。

- ①申告後から3年目ごとに「継続届出書」の提出が必要です。
- ②特例農地は、自らが継続して農業のため利用することが必要です。
- ③特例農地を売ったり貸したりした場合には、税務署及び農業委員

同じく、■■■■■■■■、畑で26㎡、合計81㎡です。転用目的は住宅敷地の一部です。第一種中高層住居専用地域で、容積率200%建ぺい率60%です。令和元年12月19日に小山（定）委員に確認していただきました。

以上です。

議 長 何かご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

～質問等無しの声あり～

議 長 ありませんね。

議 長 続きまして農業委員会諸報告を事務局よりお願いします。

事務局 それでは農業委員会諸報告及び連絡事項に入らせて頂きます。
11月総会以降の会議等の報告、及び12月総会以降の会議等の予定につきまして報告致します。

－事務局より報告－

議 長 諸報告について何かご質問等はございますか。
無いようですので、以上をもちまして令和元年第12回東村山市農業委員会総会を終了いたします。

午後4時15分終了

上記顛末を記し、相違無いことを証明するために、ここに署名捺印する。

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩